**○法務省令第六十一号**

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律施行令（平成二十五年政令第二百八十号）第十五条及び第十七条の規定に基づき、並びに死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律（平成二十五年法律第六十六号）及び同令を実施するため、死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく特別給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく特別給付金の支給に関する省令の一部を改正する省令

死刑再審無罪者に対し国民年金の給付等を行うための国民年金の保険料の納付の特例等に関する法律に基づく特別給付金の支給に関する省令（平成二十五年法務省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （請求書の記載事項）<br>**第五条**　第三条第一項又は前条第一項の規定により提出する請求書には、請求の年月日を記載しなければならない。 | （請求書の記載事項）<br>**第五条**　第三条第一項又は前条第一項の規定により提出する請求書には、請求の年月日を記載し、及び記名押印し、又は自ら署名しなければならない。 |

**附　則**

この省令は、公布の日から施行する。

**○法務省・経済産業省令第三号**

割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）を実施するため、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十八日

法務大臣　上川　陽子

経済産業大臣　梶山　弘志

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則の一部を改正する省令

許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和三十六年法務省・通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （意見聴取会）<br>**第五条**　令第十一条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業局長又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行なう。<br>2　令第八条第一項の規定による請求をした者、法第二十条の三第一項又は令第十条第一項若しくは第二項の期間内に債権の申出をした者又は許可割賦販売業者等（以下「関係人」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が記名した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。<br>**第九条**　議長は、聴見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成しなければならない。<br>［一～九　略］ | （意見聴取会）<br>**第五条**　令第十一条第二項の規定による権利の調査の手続は、経済産業局長又はその指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によつて行なう。<br>2　令第八条第一項の規定による請求をした者、法第二十条の三第一項又は令第十条第一項若しくは第二項の期間内に債権の申出をした者又は許可割賦販売業者等（以下「関係人」という。）は、病気その他やむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、本人が署名押印した口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。<br>**第九条**　議長は、聴見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。<br>［一～九　略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。